

計 画 書

阪神間都市計画土地区画整理事業の決定（三田市決定）

都市計画福島土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	福島土地区画整理事業	
面 積	約 5. 3 h a	
公 共 施 設 の 配 置	道 路	区画街路は、幅員 4m～12mとし、適宜配置する。 地区東側の国道より進入する駅前交通広場を整備する。
	公園及 び緑地	施行区域の面積に対する公園面積の割合は約 3.0%を確保する。
	その他 の公共 施設	下水道については三田市公共下水道計画に合わせて整備する。 調整池を適宜配置する。
宅地の整備	土地利用は商業・サービス施設用地とし、街区の規模は、大規模な区画が合理的に配置可能なものとする。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

本地区は、J R 新三田駅から徒歩5分圏内に位置し、交通結節点という立地特性を活かした地域生活拠点として、駅利用者や周辺地域の居住者の日常生活に必要な商業・サービス施設の集積が求められている。

このため、本地区においては、各施設の計画的な配置に必要な公共施設の整備及び宅地の整備を図るため、本計画のとおり土地区画整理事業の決定を行うものである。